

## 8. 日清戦争時の政策運営

### (1) 日清戦時の政策課題

#### 日清戦争の勃発

明治27年（1894年）2月の朝鮮南部における農民決起に端を発する、いわゆる東学党の乱（甲午農民戦争）を契機として、朝鮮をめぐるわが国と清国との関係は急速に悪化した。同年5月31日、朝鮮政府は民乱鎮圧のため清国に出兵を要請したが、6月2日、わが国政府は朝鮮派兵を決議したのに続いて、同月5日、戦時大本営条例に基づき大本営を設置した。そして8月1日、ついに清国に対し戦いを宣する旨の詔勅が発せられ、日清の対立は「事件」から「戦争」へと進展した。

既述のように、明治26年半ばごろ以降、企業勃興と貿易収支の逆調から金融は繁忙化し、相次いで公定歩合の引上げが実施されたが、翌27年に入っても金融引締まりの傾向は改まらず、本行本店・大阪支店とも1月22日と2月8日の2回にわたり公定歩合を日歩1厘ずつ計2厘引き上げた（本店、当所商業手形割引歩合日歩1銭7厘→1銭9厘、大阪、同日歩1銭8厘→2銭）。この引上げは「その効甚だ薄きを疑ふ」と批判されたが、資金需要は根強く、養蚕・製茶の季節を迎えた春以降、金融は引き続き繁忙の域を脱せず、本行は前途に対する警戒を解くことができなかった。

もともと金融引締まりの時は、「些細の出来事も苟も金融に影響を及ぼすべきの意味あれば、忽種々の気構を起すは金融市場の常套」であったが、6月の日清両国の朝鮮派兵とともに、繁忙下にあった市場の動揺は免れなかった。日清事件の影響はまず株式市場に及び、株価の低落に伴い株式関係資金の需要が増えたのに加えて、製糸資金・決算資金・諸会社株式払込み資金の需要がかさんだこともあって、金融は一段と繁忙化し、各銀行とも金利を引き上げて貸出引締め方針を打ち出した。本行も6月19日に公定歩合の日歩1厘引上げを実施した（大阪支店

の商業手形割引歩合は据置き)。

さらに、朝鮮派兵の本格化に伴って多くの船舶が御用船として徴用され、幹線鉄道もしばしば軍事輸送に動員されたので、国内の物資移動は渋滞していよいよ金融の円滑を欠き、「人心疑懼を懷て一般に前途を憂慮するに至」り、「経済社会の変調は益々甚しく」<sup>(3)</sup>なった。このため本行は、輸送手段の不足から海産物の滞貨累増に悩む北海道に対し、150万円の為替資金を現送して「焦眉の危急を救」<sup>(4)</sup>ったが、市中銀行はいずれも資金の回収を計り、金利を引き上げて警戒態度を強め、本行もまた7月26日に公定歩合の引上げを実施した(大阪支店は一律日歩1厘、本店は商業手形割引歩合と当座貸越利子を日歩1厘、貸付金利子と担保品付手形割引歩合を日歩2厘引上げ)。

明治23年恐慌後、わが国経済は成長率の鈍化(24年)もしくはマイナス成長(25年)を余儀なくされ、26年半ば以降ようやく景気上昇期に入ったが、上記のように日清紛争を契機とする一層の金融引締め政策に直面したため、経済界は多かれ少なかれ困惑を来したことは想像に難くない。「今や日清韓事件の為に米価大に騰貴し、且つ日清開戦の為に軍資の貸上げを日本銀行に命ぜらるるにも至れば、正貨の流出は免がるべからざるを以て」、6月と7月の公定歩合引上げは「予め之に備ふるの主意に出でたるもの」と思われるが、「株券の下落、企業家の困難は察するに余りあ」<sup>(5)</sup>りと論評され、また、日本銀行は「徒に後患を恐れて実業界の損失非常なるを傍観し、日歩二銭以上に達するも猶保証準備発行権拡張を請願するの勇進なく、反て其狭小を保守せんとす、歎ずべきの至なり」との批判もみられた<sup>(6)</sup>。このような声にもうかがわれる経済界の要請に配慮する一方、巨額の戦費調達にも支障を来さぬよう、本行は戦時下の金融調節に当たらねばならなかったのである。

## 日清戦費

明治27年6月に始まった「朝鮮事件」関係の政府支出は、まず27年度予算第2予備金で賄われ、間もなく国庫剰余金もこれに充当することとされた。しかし、清国との対立が「事件」から「戦争」へと進むにつれて、戦費の調達が大きな課

題となってきたことはいうまでもない。

宣戦布告直前の27年7月30日、渡辺国武蔵相は帝国憲法第70条に基づく財政上緊急処分に関する勅令の公布を内閣に提議した後、8月9日、田尻稻次郎次官・松尾臣善主計局長等と会議を開き、戦費調達に関する大蔵省案を作成した。<sup>(7)</sup> 8月3日の主計局案と推測されるものによると、日清戦争に要する戦費として5000万円、1億円、1億5000万円の三つのケースが想定されていたが、いずれの場合も本行からの借入金がかなりの比重を占め、本行所有正貨準備のうち金準備（金貨）の評価換えを行い、その評価益から借り入れることをもくろんでいた。もっとも、8月14日に、財政上の緊急処分として戦費調達のため特別会計に属する資金の繰替え使用、借入金および公債の発行を認める勅令第143号が公布され、同月16日、これに基づく勅令第144号「軍事公債条例」により、5000万円を限り年6%以下の利子で漸次公債を募集することと定められたので、上記大蔵省案の閣議提出は見送られた。

その後、27年10月に広島で開かれた臨時帝国議会において、総額1億5000万円に上る臨時軍事費予算（27年6月以降の支出済み戦費約6000万円を含む）が承認され、10月24日、同予算による資金調達のため1億円を限度として公債発行・借入金を認める法律第25号と、臨時軍事費は特別会計により整理することとする法律第24号「臨時軍事費特別会計法」が公布された。翌28年に入っても日清戦争の勝敗はいまだ完全に決せず、同年1月末現在の臨時軍事費予算残額4800万円では、6月までの戦費を賄うことしかできないとみられたので、政府は2月の第8回帝国議会において1億円に上る臨時軍事費追加予算案の承認を得、3月4日、1億円の公債発行・借入金を認める法律第8号を公布した。

このようにして、日清戦争の臨時軍事費予算は合計2億5000万円に達し、政府は2億3000万円を限度<sup>(8)</sup>として公債発行および借入金をなす権限を与えられた。日清両国の戦争は28年5月8日の講和条約発効により終結し、同条約により清国から割譲された台湾の平定も11月には終わり、臨時軍事費特別会計は29年3月末に閉鎖されたが、その収支決算によると支出総額は2億48万円に上った。この金額は日清戦争前の平時国家予算の2倍を超え、27年6月末の銀行預金残高（横浜正

金銀行を含む) 1億6319万円を2割強も上回っていた。一方、収入総額は2億2523万円に上り、そのうち公債募集金は1億1681万円と収入総額の51.9%に達し、次いで特別資金繰入れが7986万円と35.5%を占め、両方で87.3%に及んだが、国庫剰余金は2344万円(収入総額の10.4%)にとどまった。特別資金とは国庫余剰金と本行からの借入金であって、後に賠償金により返済されたものであるが、毎月の臨時軍事費は主として公債募集金で調達され、その一時的不足は国庫余剰金や本行借入れなどで補填するという形が取られたといえよう。

いずれにせよ、1億2000万円に近い軍事公債の募集は、市中金融に大きな影響を及ぼさずにおこななかった。少なくとも当初は金融逼迫を訴える声が高く、戦費の調達を民間資金需要とどう調和させていくかは、本行にとって容易ならぬ課題であったことは否定できない。巨額の「軍費の供給に任ずるの傍、亦市場金融の調節を謀らざるべからざるの場合に至り」、「本行の任務は益々重きを加へ」たとい<sup>(9)</sup>ってよい。

- (1) 明治27年2月9日付『中外商業新報』。
- (2) 「明治二十七年日本銀行統計年報」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第19巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収) 163ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (3) 日本銀行「一般金融ノ概況並其調節」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻所収) 6ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (4) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」166ページ。
- (5) 『東京経済雑誌』第737号(明治27年8月4日) 156ページ。
- (6) 上掲誌、第738号(明治27年8月11日) 212ページ。
- (7) 明治財政史編纂会『明治財政史』第2巻、明治財政史発行所、大正15年、34~40ページを参照。
- (8) 勅令第144号により公債を募集できる金額は5000万円と定められたが、10月の臨時帝国議会で事後承諾を得る日までに実際に募集した金額は3000万円にとどまったので、後の2法律による分と合わせ、公債の募集限度の総額は2億3000万円となった(大蔵省理財局『国債沿革略』第2巻、大正7年、532~533ページを参照)。
- (9) 前掲「一般金融ノ概況並其調節」6ページ。

## (2) 日清戦争中の本行施策

### 軍事公債発行に対する支援

明治27年（1894年）8月制定の勅令第144号に基づく第1回軍事公債3000万円の募集は27年8月17日に告示され、9月10日～13日に応募申込みがなされた。次いで11月22日、27年10月制定の法律第25号による第2回軍事公債5000万円の募集告示がなされ、12月11日～15日に応募申込みが行われた。

翌28年5月の講和条約発効までの日清戦争中に発行された軍事公債は、上記の2回・計8000万円にとどまったが、一度に3000万円または5000万円にも上る国債の募集が行われたことはむろん前例がなかった。また、8000万円といえば当時の経常予算額にほぼ相当し、27年上期末の市中銀行預金残高と比べてもその49%に当たった。当時としては相当な巨額であったことは言うまでもない。わが国民は義勇公に奉じ、国家のためその生命財産をなげうつことを惜しまないから、「一朝事ありて国家危急を告ぐれば、国民は皆兵にして、其の財産は悉く軍資なり」といわれたが、政府（蔵相）が地方長官に内訓を發し、各地同盟銀行の代表者を招いて諭告するなど、軍事公債の市中消化促進に努力したのも当然であった。<sup>(2)</sup>たとえば、第1回軍事公債募集告示の翌日である8月18日、渡辺蔵相は関東同盟銀行幹事の第一国立銀行頭取渋沢栄一・第十五国立銀行支配人山本直成・第三国立銀行頭取安田善四郎代理長谷川千蔵の3名を大蔵省に招き、「各銀行は其取引ある資産家財産家とも謀り、共同一致一大好結果を奏」するよう諭告している。<sup>(3)</sup>

本行も、「軍資金は公債募入金に取ること勿論」と考えていたものの、開戦時の金融経済情勢から見て、「一時に之を吸収して市場の通貨を欠乏せしむるが如きは、忽にして逼迫を来すべきを慮」<sup>(5)</sup>った。政府も「強て高利低価の公債を発行することあらば、或は痛く株式其他の市場を攪乱することあらんを慮り」、<sup>(6)</sup>軍事公債条例の定める発行額5000万円、利子最高限度年6%（当時の他の公債の利子は5%）にもかかわらず、発行額を3000万円に抑え、利子も年5%としたが、本行は、政府が金融市場の動向を勘案して、軍事公債応募金の払込みを分割する方法を採ることを支援した（第1回軍事公債は8回、第2回軍事公債は7回に分割）。

具体的に言えば、分割払込みの方法を採ったため、月々の戦費支出に不足を来したときは「総て本行の貸上金を以て補充」することにしたのである。<sup>(7)</sup>

同時に、軍事公債の市中消化促進に努めたことはいうまでもない。同公債に対する応募が発行予定額に達しなければ、それだけ対政府貸付が増え、状況によっては対民間貸出を相当圧縮せざるをえないこともありえたからである。軍事公債の募集に際して、本行はあらかじめ有力市中銀行と協議して各自の応募額を定め、募集の告示とともに各行が率先して応募し「以て一般の人気を鼓舞する」ように努めた。<sup>(8)</sup> また、第1回軍事公債応募申込み開始直前の9月11日、本行は軍事公債の定期貸担保価格および割引保証品・担保品価格を定め（額面100円につき95円）、同公債を用いて本行から借入れを受ける道を開いた。

軍事公債の応募申込高は、第1回（7700万円）は発行予定額の2.6倍、第2回（9030万円）は同1.8倍に達し、「好成績」あるいは「意想の外に出づるの好結果」と評された。<sup>(9)</sup> 「国民忠君愛国の至情」によるものともいえようが、上述のような当局および市中銀行等の応募促進努力のほか、「日本中の財産家に万一払込に差支へる時には、日本銀行で以て信用を貸して呉れると云ふことの保証を隠然与へた、夫故に全国の資本家と云ふものは挙げて公債の募集に応ずることが出来た」といわれていることも見逃せない。<sup>(11)</sup> 当時本行西部支店長であった高橋是清も、「軍事公債の募集に当っては、地方民は国家のためだといって払込みの用意もなく、ただ銀行から借りるものを引当として応募する有様であった」と回想しているが、軍事公債を担保とする本行貸出の道が開かれたことが、同公債に対する応募を促進する一因となったといつてよいであろう。<sup>(12)</sup>

ちなみに、明治28年上期末における本行の手形割引担保品中軍事公債(37万円)の比率は7.8%にとどまったが、定期貸担保品中同公債(1078万円)のそれは44.9%に上っていた。その結果、それまでの軍事公債発行高8000万円のうち13.9%は、本行の定期貸または担保品付手形割引の担保として用いられたことになる。

### 対政府貸付

上述のように、27年9月に第1回軍事公債3000万円の募集が実施されたが、同公債の応募金払込みは金融市場に対する影響を参酌して8回に分割されたので、「到底其収入金を以て直に支出に供用する能はず」、政府は一時27年度一般会計もしくは特別会計の余裕金を繰替え使用せざるをえなかった<sup>(13)</sup>。しかし、各地の政府「金庫」に散在している国庫金を東京または大阪の「金庫」に回送・集中するには時間を要し、緊急の戦費支払いに間に合わない場合が少なくなかった。このため、政府は27年6月12日公布の法律第16号「国庫出納上一時貸借ニ関スル法律」に基づき本行から借入れを行おうとした。

既に述べたように本行は、軍事公債募集金の「未だ集まらざるに当り巨額の支出を要することあれば、勢本行より貸上を為し以て其の不足を補はざるべからず」と考えていた<sup>(14)</sup>ので、政府の借入れ要請に応ずることにした。27年10月12日、大蔵大臣は本行と950万円の借入れ契約を締結し、同月15日と19日に各300万円、計600万円の借入れ（金利年5%、返済期限28年3月末）を実行した。もっともこの借入れは、もともと大蔵省証券の発行に代わるものであって、当該年度の予算による同証券発行限度（明治27年度は952万円余）を超えることができなかった。このため、上記借入れの実行によって、法律第16号に基づく政府の借入れ余力は350万円余にすぎなくなり、戦費の一次的不足補填手段として必ずしも十分とはいえなかった。

そこで大蔵大臣は、「公債募集の外短期の借入金を起し、兵機の活動に従ひて一時資金の補填充実を計り、国庫金の運転をして円滑ならしむる<sup>(15)</sup>」ため、27年11月14日、同年10月制定の法律第25号に基づき、本行に対し950万円の対政府貸付（金利年5%）を指令するとともに、前記法律第16号により、回送国庫金到着までの一時借入れ（対民間当座貸越利子を適用、当時日歩2銭3厘）に関する令達を発した。そして、11月15日に法律第25号による指令に基づき800万円の借入れを実行し、そのうちの600万円で法律第16号による既往借入れを返済したのに続いて、同月26日、さらに150万円の借入れを行った。また28日には、法律第16号による300万円の一時借入れを行ったが、日清講和条約が調印された明治28年4

第2章 草創期の日本銀行

月までの本行対政府貸付額は表8-1のとおり累計4580万円に及び、月末残高のピーク（28年2月末）は2253万円に上った。ただし、この法律第16号による借入れは戦時中に実施されただけではなく、明治28年3月制定の法律第8号に基づく本行からの借入れとともに日清戦後にも実施され、両者で累計4900万円に達し、日清戦争中の借入額を上回るに至っており、この点は見落としてはならない。

表 8-1 日清戦費調達のための本行対政府貸付

（単位：千円）

明治	法律第16号分				法律第25号分		合計	
	定期借		一時借入れ		月中借入額	月末残高	月中借入額	月末残高
	月中借入額	月末残高	月中借入額	月末残高				
27年10月	6,000	6,000					6,000	6,000
11月		0	3,000	3,000	9,500	9,500	12,500	12,500
12月		0	7,000	4,030	6,000	15,500	13,000	19,530
28年1月		0	5,800	2,920		15,500	5,800	18,420
2月		0	2,000	2,030	5,000	20,500	7,000	22,530
3月		0	1,500	0		20,500	1,500	20,500
4月		0		0		17,500		17,500
累計	6,000		19,300		20,500		45,800	

（出所） 明治財政史編纂会『明治財政史』第8巻、明治財政史発行所、昭和2年、669～676ページ。

以上のように臨時軍事費の一時的不足を本行の対政府貸付によって補填したことは、「通貨をして常に先づ市場に散じて、而る後国庫に集らしむる」形となり<sup>(16)</sup>、国債発行に伴う金融の引締まりを和らげることになったが、この問題につき、次の2点を注意すべきであろう。

第1は、「成るべく経済社会に変動を起さしめざる様に之〔軍費〕を支出供給する方法」として、本行の対政府貸付を唱道する声は開戦後早々からあったことである。すなわち、本行の対政府貸付により戦費を調達すれば、「公債募集其他の方法に於けるが如く、貨幣を民間の融通上より国庫へ吸収せざるがために、金融をして逼迫を告げしむるの虞なきのみならず、却て其の貸上軍費の市場に出づるに随ひ、一時たりとも金融を緩和するの効あるべし」と主張されていた<sup>(17)</sup>。しかし、本行の対政府貸付のみで戦費の調達をはかれば、通貨の大幅増加をもたらし、やがて兌換制度の停止を余儀なくされるおそれのあったことは言うまでもない。徹底した論者は「兌換を停止し、日本銀行をして裕に軍資を供給せし



表 8-2 月別臨時軍事費収支

(単位：千円)

明治 年月	公債募集金	国庫剰余金	献納金雑収入	収入計	支出に対する 過不足(△)	過不足の調整		
						国庫余裕金	日銀借入金	軍用切符
27. 6~7		5,273		5,273	0			
8		7,651		7,651	0			
9		9,765		9,765	0			
10	3,000	3,739	396	7,135	△ 8,125	2,125	6,000	
11	5,241		909	6,150	△ 13,190	6,690	6,500	
12	7,241		347	7,588	△ 6,186	△ 844	7,030	
28. 1	2,795		366	3,161	△ 7,644	8,754	△ 1,110	
2	6,480		325	6,805	△ 3,434	△ 676	4,110	
3	9,646	△ 2,989	333	6,990	△ 8,072	6,323	△ 2,030	3,780
4	10,023		178	10,202	292	2,708	△ 3,000	
5	13,297		126	13,423	4,382	△ 882	△ 3,500	
6	10,722		59	10,781	3,035	△ 1,535	△ 1,500	

(注) 「過不足」欄以外の△印は返戻または返済を示す。

(出所) 日本銀行保存資料『明治二七、八年戦役 臨時軍事費の顧末概況』。

め、且民間事業を補助発達せしむべし」と述べていたが、<sup>(18)</sup>そのような措置がやがていかなる結果をもたらすかは、明治10年西南戦争時の事例に徴して明らかであった。本行がいわば「企業」のむき出しの要求に応ぜず、国債の募集と併行して対政府貸付を行い、金融市場に対する影響をできるだけ小規模にとどめたのは当然であったといえよう。

第2は、本行の対政府貸付により調達された戦費は、その散布後、軍事公債応募払込金として政府に吸収され、対政府貸付の返済に充てられるという形になったことである（表8-2）。それは、後述する満州事変以降における本行の赤字国債引受けの過程（赤字国債引受け→政府資金散布→引受け国債の対市中売却→資金吸収）と「本質上はなんら相違するところはない」<sup>(19)</sup>。ただ、満州事変以降の時期と比較する場合、①本行の対政府貸付に先立つ27年6月～9月の間に、国庫剰余金2269万円（10月まで含めれば2344万円）が戦費として支出されていたこと、②27年10月～28年4月の間における本行対政府貸付による戦費支出額は2364万円で、国庫剰余金の戦費充充分と大差なかったこと、③もっとも28年6月までの対政府貸付返済高は1114万円と貸付高の47.1%にとどまり、対政府貸付を通じて民間に散布された資金のほぼ半分しか吸収されなかったこと、などの諸点に注意しておくことが必要であろう。

前記のように、明治28年2月末まで対政府貸付残高は累増したが、これが兌換銀行券保証発行余力の減退をもたらしたことは否めず、27年11月下旬～12月における本行対民間貸出の急増もあって、後に述べるように同年末から翌28年初めにかけて、一時、制限外発行を余儀なくされるに至った。

### 対朝鮮政府貸付金

日清開戦の表向きの契機は朝鮮の内政改革をめぐる清国との対立にあったが、9月の平壤の戦闘でわが軍が勝利をおさめた後、27年秋から進められた朝鮮における内政改革の過程で同国政府の財政危機が明らかになった。このため、当時の朝鮮駐在特命全権公使井上馨は、取りあえず第一国立銀行に30万円の対朝鮮政府貸付を行わせたうえ、内政改革資金の借款供与を日本政府に要請した。しかし、

政府が同資金を提供することはイギリス・ロシアの介入を招くおそれがあったので、政府は三井・三菱・第一国立各銀行を説得して民間資金による借款供与を実現しようとしたが失敗に終わった。<sup>(20)</sup>

結局、政府は28年2月の第8回帝国議会において27年度追加予算300万円の協賛を得、同金額を朝鮮に貸し付けることにし、2月25日、日本銀行条例第13条（「政府ノ都合ニ依リ日本銀行ヲシテ国庫金ノ取扱ヒニ従事セシムヘシ」）に基づき、対朝鮮政府貸付の契約およびその取扱い方を本行に命じた。本行は直ちに朝鮮政府と協議に入ったが、貸付金を銀貨で供与するか、兌換銀行券で供与するかという点や償還期限などについて意見を異にしたため交渉は一時行き詰まった。28年3月30日、ようやく貸借契約を締結するに至り、①半額は銀貨で、半額は兌換銀行券で貸し付ける（金利年6%）、②明治30年まで据え置き、31年12月と32年12月に半額ずつ返済する、③朝鮮国租税を借入金の担保とする、ことになった。

表 8-3 対朝鮮政府貸付金（単位：千円）

明治	貸付	返済	期末残高
28年上期	2,090		2,090
下期	770		2,860
29年上期	140		3,000
下期			3,000
30年上期		1,000	2,000

（注）対朝鮮政府貸付金は官金事務に関する勘定中「朝鮮政府貸付金勘定」で整理されていたが、明治30年6月、本行「定期貸勘定」に振り替えられた。

（出所）「日本銀行半季報告」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻、大蔵省印刷局、昭和31年、所収）。

上記契約の締結と同時に、本行は日本政府から300万円の資金預入を受け、即日、50万円の貸付を行った後、29年1月24日までの間に数回にわたって残額を貸し付けた。この貸付金は30年4月と11月にそれぞれ100万円、32年12月に75万円、40年12月に25万円返済されたが、本行は朝鮮政府から入金

の都度これを日本政府に返納した。

### 対民間貸出の抑制

「元来生産資金の需要盛なるに臨ては可及貸出の道を寛開し、生産業者をして差支無からしむるは本行平素の希望」するところであって、「金融の前途にして憂ふべきこと無からしめば、一時貸出過多に失するの恐あるも、源々貸出を為して敢て渋ふる所なきは従来取り来りし所の方針」<sup>(21)</sup>であった。しかし、27年上期中

の貿易収支の逆調と正貨の流出傾向に加えて、「朝鮮事件」の発生に伴い、日清間の交渉いかんによっては今後どの程度の戦費を必要とするか予測し難い情勢であったので、従来のような貸出方針を踏襲することは困難になった。

したがって、27年6月の事件発生から8月の軍事公債条例発布までの間、「金員需要の少からざると前途の成行を掛念せしとに依り頗引締を告げ、或は逼迫を生ずるも測られざるの形勢を呈すること屢<sup>(22)</sup>」であったにもかかわらず、本行は「軍資の供給に慮る所あり」、6月と7月に公定歩合を引き上げ「普通貸出を節するの方針を取<sup>(23)</sup>」ったことは既に述べた。この結果、27年7月末の本行の当所商業手形割引歩合は本店・大阪支店とも日歩2銭1厘(年利換算7.67%)に達し(西部支店は日歩2銭2厘)、本店のそれは明治23年恐慌時の水準を上回るに至ったが、27年6月末には前月末比55%の著増を示した本行対民間貸出残高(外国為替手形の割引を除く)も、7月末には2%の増加にとどまった後、10月末まで漸減傾向をたどり、6月末残高に比べて9%方縮小した。

このような対民間貸出の減少は季節的に例年見られる傾向とはいえ、公定歩合引上げの影響もあったであろう。しかし、日清間の「事件発生当初の頃よりして各種商工事業も多く手を控へて殆中止の姿となり、従て資金の需要少かりしこと、連戦連勝の報を聞いて人心の引立ちたること、公債募集の結果非常に好かりしこと、軍費支払の為民間流通の通貨を膨脹したること、生糸の売行好くして正貨回収の見込ありしこと等は、皆直接間接に金融を緩和すべき事実にして、是等の諸事前後相湊合し来りしを以て、九月下半月より十一月上半月までは各銀行大概入金超過の傾向を生じ、市場は毎に平穩に経過<sup>(24)</sup>した、と指摘されていたことは見逃せない。

もっとも、開戦当初、鉄道事業の認可権を有した逋信大臣が「朝鮮事変の影響に因り株式募集に困難を来し、仮免状指定の期限内に免許状の下付を出願すること能はざるものは、特に相当の延期を許可すべき」旨の達しを出すなど、事実上<sup>(25)</sup>「工業の資本と云ふものを軍資の方に向ける法を講じ」、工業に対しては「一時資本の供給を停止せざるを得」<sup>(26)</sup>なかつたといわれている。また、「億兆各商工者が頼て以て資本淵源と頼める銀行者が、前途金融の必迫を過慮して貸出しを鈍

り、又其既に担保に依りて貸出せるものと雖更に担保の追増を要求し、若くは日本銀行に於ける利率変動を過慮して長期の融通を肯ぜざる等」との、銀行の貸出態度に対する非難も聞かれた。<sup>(27)</sup>

したがって、「市場は毎に平穩に経過」したとはいえ、民間金融の疎通という点で全く問題がなかったわけではなかった。東京・大阪・天津などの商業会議所は、①本行の担保品の種類を増やして手形割引を盛んにさせること、②国家多事の時であるから公定歩合の変更はできるだけ避けること、③国立銀行・私立銀行に対し金融を緩和するよう勧告すること、<sup>(28)</sup>を要望していた。多かれ少なかれ民間金融の不円滑を物語るものといえよう。

日清開戦前後における民間金融の渋滞は、本行の引締め方針もさることながら、市中銀行が前途に備えて警戒態度を強めたことによるところも少なくない。したがって、商業会議所の上記要望も理解できないではないが、2600万円余に及ぶ国庫剰余金が戦費として逐次散布され、「大勢緩慢に傾ける如し」<sup>(29)</sup>と見られた10月に至るや、金融逼迫の救済を求める声が続き強くなかになら、若干の変化がうかがわれるようになったことは注意を要しよう。たとえば、10月12日に開かれた東京商業会議所金融救済調査委員会では、以下のような意見が見られた。<sup>(30)</sup>

戦争の抄取りし今日の事態を観察するに、もともと銀行家が警戒を加えし効なりしか、將た又た軍事費の大部分は直接に間接に我邦に回収さるる所謂循環經濟の妙理に拠りしか、一時恐怖の聲程には實際金融の逼迫せし事実なれば、銀行は稍々其の手加減を緩め融通の不円滑も今は漸く円通ならんとし、株券市場の如きも人氣漸く落付きて価格も漸次回復し、工業の如きは未だ概ね中止手控えの姿なりと雖も、商業は思惑若くは實際の需用に依り、海陸運の不便利なるにも拘らず敢て萎靡不振といふ程の境遇なりとしも思はれざるなり、去れば将来はイザ知らず今日の場合、金融界に於て救済すべき事実を認めず……況んや日本銀行に向つて金利の引上げを見合されたしなど希望するが如きは、金融界の調和者たる機能を妨ぐるものにして、金利は金融の緩急に基き、或は前途の繁緩を看破し、臨機応変に伸縮自在の運用を為すべきこと恰も需用、供給の權衡上より物価の高低するが如くあるべきものなり、金利を昂降して金融界の調和を巧にするは、殊に国家有事の日に於て益々其必要を見るなり、……

事実、27年下期に入ってからの本行対民間貸出の状況を見ると、7月～9月中の

第2章 草創期の日本銀行

貸出額は4月～6月中のそれを3%下回ったにとどまり、前年同期比では37%増となっており、9月末残高も前年同月末より41%も高い水準にあった(表8-4、表8-5)。これは、一つには、前年第3四半期は景気上昇の端緒期に当たり、本行対民間貸出も増大したとはいえ水準としてはなお低かったことによるが、一つには、貸出抑制方針にもかかわらず、日清戦争中「内外の商業貿易と云ふものは成るべく其蒙るべき影響を避けさするの方法を採」<sup>(31)</sup>ったからであろう。なお、10月～12月中の対民間貸出額も前年同期を37%上回り、7月～9月比では36%増となった。

表 8-4 本行対民間貸出高

(単位：千円)

明 治	定 期 貸	当 座 貸 越	手 形 割 引	うち 担保品付	合 計
26年 7～9月	7,340(17.2)	18,832(44.0)	16,601(38.8)	8,414(19.7)	42,773
10～12月	9,560(16.5)	24,287(41.9)	24,165(41.7)	12,993(22.4)	58,012
27年 1～3月	9,125(17.5)	16,744(32.1)	26,243(50.4)	14,869(28.5)	52,112
4～6月	8,107(13.5)	27,482(45.6)	24,649(40.9)	13,219(21.9)	60,239
7～9月	9,332(16.0)	27,008(46.2)	22,118(37.8)	9,836(16.8)	58,458
10～12月	12,711(16.0)	42,729(53.7)	24,118(30.3)	11,852(14.9)	79,558
28年 1～3月	11,792(19.0)	32,840(52.9)	17,452(28.1)	9,627(15.5)	62,084

(注) 1. 外国為替手形の割引を除く。

2. かっこ内は「合計」に対する比率(%)。

(出所) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』明治26年7月～28年3月。

表 8-5 本行対民間貸出残高

(単位：千円)

明治・年月末	定 期 貸	当 座 貸 越	手 形 割 引	うち 担保品付	合 計
26. 3	2,341(20.5)	3,091(27.1)	5,981(52.4)	4,143(36.3)	11,413
6	2,163(17.6)	6,301(51.2)	3,851(31.3)	2,201(17.9)	12,315
9	4,222(26.7)	2,925(18.5)	8,684(54.9)	4,150(26.2)	15,831
12	7,510(29.8)	2,550(10.1)	15,183(60.2)	7,900(31.3)	25,243
27. 3	6,385(28.9)	2,741(12.4)	13,000(58.8)	7,952(35.9)	22,126
6	6,396(26.9)	3,632(15.3)	13,731(57.8)	6,843(28.8)	23,759
9	7,253(32.4)	2,307(10.3)	12,834(57.3)	5,060(22.6)	22,394
12	10,600(33.6)	5,965(18.9)	14,987(47.5)	7,425(23.5)	31,552
28. 3	10,093(46.1)	2,331(10.6)	9,491(43.3)	5,873(26.8)	21,915
6	21,660(54.1)	3,530( 8.8)	14,859(37.1)	8,795(22.0)	40,049
9	16,070(41.8)	3,902(10.2)	18,475(48.1)	8,022(20.9)	38,447
12	24,923(45.0)	4,355( 7.9)	26,073(47.1)	11,030(19.9)	55,351

(注) 表 8-4 と同じ。

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』明治26年3月～28年12月。

このように、対民間貸出を一般的に抑制しながら商業・貿易資金を供給しようとするれば、対民間貸出を行うに当たって本行は、多かれ少なかれ意識的な調整を加えざるをえなかったと思われる。たとえば、大阪支店は「成るべく担保品付割引を避くるの方針を取」<sup>(32)</sup>ったとされている。27年6月の金融引締まりにつれて株価が下落した際投機売買が行われ、「或る種の株券は盛に取引せられしを以て又一層金員の需要を起し」<sup>(33)</sup>たからであろうが、形態別の本行対民間貸出高の推移を見ると（表8-4）、手形割引とくに担保品付手形割引の比重が低下している反面、当座貸越の比重が上昇していることが目に付く。先に述べたように、「当座貸に於て著しく増加したるは、金融の繁忙に依ること勿論なれども、亦信用取引の発達に伴ひ融通の円滑なりしに由る」<sup>(34)</sup>と説明されていたが、比較的短期に回収される当座貸越であれば、貸出額は増えても残高としてはそれほど増大しないし、適用金利も割高なため返済圧力が相対的に強いことを考えると、貸出抑制方針を堅持しつつも、市中金融の不必要な逼迫を避けるため、当座貸越を中心に市中銀行の借入れ需要に応じたのではないかと推測される。

翌28年1月～3月中は、引き続き企業投資の抑制と戦費の散布から金融は平穏に推移し、前年12月に急増した本行対民間貸出残高も年明け後急速に縮小した。28年2月末、3月末残高は前年同月末を1%ないし6%下回るに至っている。ただ、定期貸残高のみそれほど減少していないのは国債担保貸付が増大したためであるが、そうした傾向は28年4月以降に比べればまだ顕著ではなかった。

日清戦争中を通してみると、本行の対民間貸出の抑制は、市中金融に過度の逼迫をもたらして国民経済を萎縮させることがなかった一方、多額の対政府貸付を可能ならしめたという意味で、——それを助けた他の諸要因も軽視できないけれども——ほぼそのねらいを達成できたといつてよいであろう。

### 兌換制度の擁護

上述のように、明治27年10月までは本行対民間貸出残高は漸減したが、11月から12月にかけては、「運送諸会社事業の拡張によりて各地の航路漸く開け、米穀その他の荷物陸続入津せし為、是等の貨物に対する融通も漸次に起」こつたうえ、

「年末準備の為頗金員の需要を増し」<sup>(35)</sup>たため、本行対民間貸出も増勢に転じ、11月中は前月比11%増、12月には同65%の著増となり、年末の対民間貸出残高は10月末比46%増、前年末比25%増となった。このような対民間貸出の増大に加えて、既述のように対政府貸付もかさんだが、27年末の兌換銀行券発行高（1億4981万円）は、「朝鮮事件」発生直前の5月末（1億3624万円）比10%増となったものの、前年末と比べれば0.8%の増加にとどまったことは留意すべきであろう（表8-6）。（年間の対民間貸出および対政府貸付が相当な増加を示した一方で、銀行券発行高が小幅増加にとどまったのには、いくつかの要因が絡んでいるが、最大の要因は、国際収支の逆調により、本行保有正貨が上記本行貸出増加額とほぼ見合う程度の規模で減少したことであった。なお当時の金庫制度のもとでは、前述のように国庫の剰余金が大量に取り崩されて対民間支払いに充てられても、銀行券発行高には直接響かなかった。したがって実際の銀行券流通高は銀行券発行高の動きとは異なり、かなり増加したものと推定される。）

表 8-6 兌換銀行券発行高 (単位：千円)

明治・年月末	正貨準備発行	保証発行	合計
27. 5	82,496(△ 5.8)	53,746( 69.0)	136,242( 14.1)
6	79,633(△ 9.0)	62,103( 72.3)	141,736( 14.7)
7	77,466(△10.6)	62,552( 45.5)	140,018( 8.0)
8	79,568(△ 8.0)	62,206( 24.8)	141,774( 4.0)
9	77,292(△ 9.5)	60,504( 18.4)	137,795( 0.9)
10	77,714(△ 8.6)	62,583( 19.5)	140,297( 2.1)
11	74,922(△11.8)	63,556( 16.3)	138,478(△ 0.8)
12	81,718(△ 4.9)	68,095( 8.5)	149,814( 0.8)
28. 1	80,924(△ 4.2)	61,832(△ 1.6)	142,756(△ 3.1)
2	76,462(△ 7.9)	60,723( 4.0)	137,185(△ 3.0)
3	72,368(△12.4)	62,857( 7.2)	135,225(△ 4.2)
4	68,532(△15.7)	64,308( 15.3)	132,840(△ 3.0)

(注) カッコ内は前年同月末比増減(△)率(%)。

(出所) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、大正2年、305ページ。

以上のように、銀行券発行高自体の増加はそれほど大きくなかったが、正貨準備の減少傾向から保証発行高の増大傾向は避けられず、銀行券が大幅に増発される年末の12月29日以降翌年1月14日までの間、ほとんど毎日のように制限外発行を余儀なくされた<sup>(36)</sup>（ピークは12月31日の419万7549円）。27年6月～10月の間に



おける保証発行高増大の要因を見てみると、その54%は正貨準備の減少によるものであった。なお、この間の貿易収支は237万円の入超ながら正貨は133万円の流出超にとどまっていたのに対し、この期間中の臨時軍事費のうち正貨支払高は累計495万円にも及んでいた(表8-7)。

表 8-7 臨時軍事費中正貨支払高

(単位:千円)

明 治	1円銀貨	補助銀貨	墨 銀	馬 蹄 銀	銀 板	合 計
27年 6~10月	3,207	777	0	961	0	4,945
11月	2,050	170	850	139	40	3,249
12月	703	88	0	0	0	791
28年 1月	458	632	0	0	0	1,090
2月	787	48	0	0	0	835
3月	1,148	456	0	0	260	1,864
4月	490	140	0	0	0	630
累 計	8,843	2,311	850	1,099	300	13,403

(注) 上表のほか、明治27年4月~28年6月の間に臨時軍事費関係1000万円、経常歳出関係1212万円、合計2212万円の外国向け送金があった。

(出所) 前掲『明治二七、八年戦役 臨時軍事費の頭末概況』。

このような状況にかんがみ本行総裁は、27年11月15日、渡辺蔵相に対し「軍用切符」の活用を建議した。その上申書は次のように述べている。「皇軍次第に敵地に深入するに従ひ、正貨の需要其額益々増加して準備正貨に著しき減少を来し、為めに兌換制度の基礎をして或は薄弱ならしむるが如きこと無かるべき歎と痛心苦慮」している。「此危害を未然に予防するには、内に向ては為し得らるる丈け正貨の使用を節約し、外に向ては大に力を貿易上に用ゐて銀貨回収の策を講ずべきこと最も緊要なりと思考」するが、「占領地に対して使行する貨幣には一種の軍事手形なるものを発行し、之を使用せしむる事最も適宜の策なるべく」、「然る時は今日正貨支出の幾分を節減することを得て、之を軍事上正貨必需の用に供し得べく、又之を貿易上に運用して更に正貨回収の事を図り得べ」し、と。<sup>(37)</sup>

この建議に基づき政府は、11月23日、占領地における軍事上の支払いおよび徴発物資賠償のため「軍用切符」を、また占領地における徴発物資賠償の用に供するため「徴発証票」を発行し、「以て我正貨の流出を防ぐの一方法として一時融通に資する」ことにつき裁可を得、12月8日、「軍用切符及徴発証票発行方法」を定めた。<sup>(38)</sup> もっとも、実際に軍用切符(378万円)が発行されたのは翌28年3月

## 第2章 草創期の日本銀行

のことであって、それまでは臨時軍事費からの正貨支払いが続いたため、その間は正貨準備（銀準備）の減少を免れなかった。一方、保証発行余力は27年10月末には63万円余にまで縮小していたので、遠からず制限外発行の発生は避けられない情勢となっていた。

27年11月30日、本行保有正貨準備中金貨の評価額が額面100円につき130円から170円に引き上げられ、さらに12月15日に180円に、同月17日には190円に引き上げられた。制限外発行の発生をできるだけ避けようとしたためと思われるが、この評価額引上げを発議したのは政府であったのか、本行であったのかは明らかでない。27年8月3日の戦費調達に関する大蔵省内の案が金準備の評価換えを考えていたことからいえば、あるいは政府の発議によるものとも推測される。いずれにせよ、上記の評価換えにより本行の金準備額は増大した（27年12月末のそれは10月末比48%増、1054万円の増加）が、この引上げがなかったならば制限外発行は400万円程度では済まなかったであろう。

表 8-8 本行保有正貨準備高

(単位：千円)

明 年 月 末	治 末	金 地 金	1 円 銀	銀 地 金	支 店 交 換 元	代 理 店 交 換 元	計	金を除く計
27.	5	21,806	25,201	23,459	5,178	6,852	82,496	60,690
	6	21,806	25,591	22,964	4,517	4,754	79,633	57,827
	7	21,806	25,571	24,441	2,814	2,834	77,466	55,660
	8	21,806	25,431	25,704	1,680	4,947	79,568	57,762
	9	21,806	23,361	24,317	2,548	5,259	77,292	55,486
	10	21,806	24,421	24,233	3,493	3,761	77,714	55,908
	11	23,069	19,291	27,778	3,522	1,261	74,922	51,853
	12	32,345	18,755	26,764	2,527	1,326	81,718	49,373
28.	1	32,345	18,580	23,808	3,934	2,257	80,924	48,579

(注) 「交換元」とは、本行支店および代理店が兌換銀行券の引換え請求に備えて保有する銀貨をいう。

(出所) 前掲『日本銀行統計月報』明治27年5月～28年1月。

また、日清戦争中の毎月末の兌換銀行券発行高に対する正貨準備率は、平均して前年同期の水準に比べて11%低いものの50%台を割るに至らなかった(表8-9)。金貨評価換えの影響を除くと27年12月末以降は50%を下回っているが、それでも40%台を維持することができた。こうしてみると、日清開戦に際し、川田本行総裁が「幸にして兌換制度の健全なるあり、余は其の力に依りて自然調和を致

すべきことを信じれば、敢て局促として施為する所なく以て其の平定を<sup>(39)</sup>待」ったのも、根拠のないことではなかった。また、次に述べるように、川田総裁が戦費調達のための外債募集に強く反対できた理由の一端をうかがえよう。

### 外債募集論に対する反対

明治27年9月、臨時議会を翌10月半ばに召集する旨の詔勅が発せられるや、外債募集による戦費調達を唱える声が一段と強くなった。すなわち、日

清戦争が終結するまで、今後どのくらいの戦費を必要とするかは測り知ることができない。現在は内国債の発行によって戦費を調達することができるので、外資を輸入する必要はないように思われるが、いったん国力を疲弊するに至れば、外債を募集しようとしても容易にこれに応ずる者はなく、仮にあったとしても非常な高金利を支払わなければならないであろう。したがって、今、国力に余裕のあるうちに外債の発行を計るべきである、というのがその趣旨であった。

このような外債募集論に対しては、「或は株持筋の相場を釣上げんが為めに去<sup>(40)</sup>る風説を捏造せしか」との批判もあったが、外債に依存すれば戦費調達の金融市場に及ぼす圧力はそれだけ緩和され、民間資金の調達が容易となることは間違いない。いずれにせよ、「其の言或は理あるが如きを以て、政論家中又之を賛するものあり、或は臨時議会に於て其の説を提出すべしとの風説あるに至<sup>(41)</sup>」るなど、「其の勢力頗る盛<sup>(42)</sup>」であった。

しかし、27年10月の臨時帝国議会では既述のような臨時軍事費予算が成立し、外債募集策は取り上げられることがなかった。この点について川田本行総裁は、「幸にして政府は之が反対の意見を主持し、本行も亦大に其の意を翼賛し、遂に其

表 8-9 兌換銀行券発行高に  
対する正貨準備率 (単位：%)

明 治	26年	27 年	28 年
1月末	64.3	57.4	56.7(49.3)
2月末	66.2	58.7	55.7(48.1)
3月末	67.3	58.5	53.5(45.7)
4月末	67.8	59.3	51.6(43.7)
5月末	73.4	60.6	49.9
6月末	70.8	56.2	45.3
7月末	66.8	55.3	45.4
8月末	63.4	56.1	44.3
9月末	62.6	56.1	44.3
10月末	61.9	55.4	41.7
11月末	60.9	54.1(53.2)	39.5
12月末	57.8	54.5(47.5)	33.5

(注) かつこ内は正貨準備中金貨の評価換えがなかったとした場合の正貨準備率。

(出所) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第3巻、313ページ。

の成立を見るに至らずして止」んだと述べている<sup>(43)</sup>が、当時の外債募集計画を最終的に抑止したのは川田総裁であったとする説もある<sup>(44)</sup>。

この説によると、日清開戦後、内国債募集の議が初めて唱えられた時すでに外債募集の意見があったが、閣外の身でありながら特に「廟議毎に参列して献替する所あれ<sup>(45)</sup>」との沙汰を受けていた松方正義が極力反対したため、外債募集の議は中止された。その後、軍事公債の募集に再び着手せんとするに際して、東京の兩宮敬次郎、横浜の園田孝吉、大阪の藤田伝三郎など実業家の間で外債募集論が再燃した。加えて、広島における臨時帝国議会の直前に、イギリス・フランス・ドイツ諸国の財団がわが国政府の借款に応ずる旨を申し込んできたため、政府当局者の意は大いに動き、外資の借款に依存しようとするに至った。しかし、政府当局者は松方が外債募集に反対であることを承知していたので、伊藤博文首相と渡辺国武蔵相は本行の川田総裁を訪問し、同総裁を説得して外債募集の衝に当たらせようとした。しかし、川田総裁は事前に松方から書状を受領し、その意とする所を心得えていたので、「極力外債の不可なることを論じ、固執して動かなか<sup>(46)</sup>た」。このため外債の議はついにやみ、内国債の募集により戦費調達をはかることに決定したというのである。

もっとも、渡辺蔵相は先に述べた27年8月9日の省内会議で、「外債募集の事たる応募者あるべき見込なりと雖ども、金価騰貴の甚しき今日に於て金貨公債を起すが如きは財政の基礎を危殆ならしめ、其結果の如何によりては大に憂慮すべきものあるを以て、兌換停止と殆ど同一の場合に立至るまで本大臣が決して取らざる所なり」と述べており<sup>(47)</sup>、また、27年10月ごろの段階では、第1回軍事公債の募集が終わったばかりであって、巨額の戦費を要するとしても外債募集を行うのは時期尚早である、とする意見もあったことなどは見落としてはなるまい。なお後(明治29年2月)になって川田総裁は、外債募集がもし行われていた場合その結末について次のように述べている<sup>(48)</sup>。

元来外債は必ず其の償還期限を刻し敢て変易せざるを例とすれば、今日既に償金を得て復た之を据置くの要なきに至るも、期限に達せざれば之を償還するに由なく、償金として得たる正貨は徒に永く外国に預置きて其の用を欠かしむるか、然らざれば内地

に取りて通貨の高を膨脹せしむるに止まり、之を以て直ちに軍費の消却に充てんと欲するも其の道なきに終らん、果して此の如くなれば物価の騰貴企業の増進は彼が如きに止まらず、尚ほ幾層の劇甚を見るに至りしも亦未だ知るべからざるなり。

- (1) 『東京経済雑誌』第733号(明治27年7月7日)7ページ。
- (2) 前掲『明治財政史』第8巻、昭和2年、567～570ページおよび575～576ページを参照。
- (3) 『東京経済雑誌』第740号(明治27年8月25日)268ページ。
- (4) 「明治二十七年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、昭和32年、所収)192ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (5) 「明治二十八年日本銀行営業報告」(同上)232ページ。
- (6) 前掲『東京経済雑誌』第740号、268ページ。
- (7) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」232ページ。
- (8) 同上、232ページ。
- (9) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」164ページ、165ページ。
- (10) 前掲『明治財政史』第8巻、576ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (11) 明治28年10月13日の専修学校理財学会秋季大会における阪谷芳郎の演説「戦時及戦後経済」(『東京経済雑誌』第798号、明治28年11月2日、所収)697ページ。
- (12) 上塚司編『高橋是清自伝』下巻(中公文庫)中央公論社、昭和51年、51～52ページ。
- (13) 日本銀行保有資料『明治二七、八年戦役 臨時軍事費の顛末概況』。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (14) 前掲「明治二十七年日本銀行営業報告」192～193ページ。
- (15) 前掲『明治財政史』第8巻、206ページ。
- (16) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」232ページ。
- (17) 『東京経済雑誌』第739号(明治27年8月18日)230ページ。
- (18) 前掲、上掲誌第738号、212ページ。
- (19) 吉野俊彦『日本銀行史』第2巻、春秋社、昭和51年、348ページ。
- (20) 対朝鮮政府貸付決定の経緯については、『東京経済雑誌』第763号(明治28年2月9日)188～189ページおよび同誌第770号(明治28年3月30日)492ページ、または前掲『明治財政史』第3巻、大正15年、757～758ページを参照。
- (21) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」163ページ。
- (22) 同上、164ページ。
- (23) 前掲「明治二十七年日本銀行営業報告」227ページ。
- (24) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」164ページ。

## 第2章 草創期の日本銀行

- (25) 前掲『東京経済雑誌』第738号、216ページ。
- (26) 前掲、阪谷芳郎の演説「戦時及戦後経済」696ページ、694ページ。
- (27) 大津商業会議所「金融救済の義に付意見開申」(『東京経済雑誌』第746号、明治27年10月6日、所収) 532ページ。
- (28) 『東京経済雑誌』第747号(明治27年10月13日) 546～547ページ。
- (29) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」166ページ。
- (30) 明治27年10月14日付『東京日日新聞』。
- (31) 前掲、阪谷芳郎の演説「戦時及戦後経済」694ページ。
- (32) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」171ページ。
- (33) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』明治27年6月。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (34) 前掲「明治二十七年日本銀行営業報告」200ページ。
- (35) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」165ページ。
- (36) 前掲『明治財政史』第14巻、昭和2年、312ページ。
- (37) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第6巻、大正2年、1441ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (38) 同上、1442ページ。
- (39) 前掲「明治二十七年日本銀行営業報告」192ページ。
- (40) 明治27年10月4日付『東京日日新聞』。
- (41) 前掲「明治二十七年日本銀行統計年報」164ページ。
- (42) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」232ページ。
- (43) 同上、232ページ。
- (44) 公爵松方正義伝記編纂会『公爵松方正義伝』坤巻、昭和10年、522～523ページ。
- (45) 同上、505ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (46) 同上、523ページ。
- (47) 前掲『明治財政史』第2巻、35～36ページ。
- (48) 明治27年10月10日付『東京日日新聞』社説「外債論と報国会」。
- (49) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」232ページ。

### (3) 本行施策に対する評価

「臨時軍事費収支報告」<sup>(1)</sup>(明治27年(1894年)6月～28年6月)は、日清戦費支出の影響について次のように述べている。「僅々十三ヶ月間に壹億三千余万円の

現金を国庫より支出し、八千余万円の公債を募集したるを以て、如何なる経緯に依るも多少の影響を国家経済上に生ずるは免かれざる所」であったが、「金融は甚しき逼迫を告げざりしなり、物価は甚しき変動を生ぜざりしなり、株券は甚しき暴落を見ざりしなり、金利は甚しき激変なかりしなり」。ただ「輸出入の關係に於て多少の不利益を見、鉄道其他の工業に於て発達の一時中止した」が、それは「止むを得ざりし所」であって「今日までの経過に依るに実に意外の好結果と云はざるべからず」と。

この報告は大蔵省の作成したものとみられるので、その内容は多かれ少なかれ割り引かねばならぬかもしれないが、日清戦争中大蔵省主計官であった阪谷芳郎は、既述のような金融政策運営の実績に照らし、「日本銀行がなかったら逆も戦争は出来ませぬ」と高く評価している<sup>(2)</sup>。川田小一郎本行総裁も、「交戦一年の久しきに亘り軍資を要すること壹億八千万円に及び、而して軍資嘗て欠乏を告げず、市場亦逼迫を訴へざりし」ことなどからみて、「交戦中本行が国家に対する経済の処理略々憾なしと謂ふを得べきか」と語っている<sup>(3)</sup>。なお日清戦争中の功績により、明治28年10月31日、川田総裁に対し叙勲授爵の沙汰があったのに続いて、翌29年2月5日には、与倉守人・三野村利助・川上左七郎各理事、安田善次郎・森村市左衛門各監事、山本達雄営業局長、薄井佳久国庫局長兼金庫局長、河上謹一文書局長兼銀券局長、鶴原定吉大阪支店長、首藤諒北海道支店長に対しそれぞれ叙勲の沙汰があったが、日清戦争時の本行施策に対する評価のほどが知られよう。

もっとも、日清戦争（台湾平定を含む）中、わが国陸軍が動員した兵力は24万名、うち海外派兵数は17万名余にとどまり、全戦争期間中に補充した小銃弾は134万発（兵員1人当たり9発弱）、砲弾は3.4万発（砲1門当たり144発）にすぎず、戦争末期の海軍保有艦艇は9万トン程度であった<sup>(4)</sup>。「清国陸軍との戦闘にかぎれば、日清戦争の軍事的規模は小さく、戦闘も緩慢であった」といえよう<sup>(5)</sup>。また、「清国軍は外見では近代化され強大であったが、内実は弱体で、軽快精鋭な日本軍との戦闘には敗北するほかはなかった」とすれば<sup>(6)</sup>、10か月の戦争で勝利をおさめることができたのも理解できよう。日清戦争中、本行が兌換制度を擁護・維持

## 第2章 草創期の日本銀行

しつつ「軍事費収支の機務と金融調和の要務<sup>(7)</sup>」とをよく果たすことができた理由の一つは、この辺にもあったのではなかろうか。この点は日露戦争時と比較すれば明らかであると思われるが、しかし多額の戦費調達を可能ならしめたものは、「金融市場の発達と、中央銀行を中心とする信用機構の一応の整備<sup>(8)</sup>とに帰する」といわれている点は、十分に評価すべきであろう。

- (1) 前掲『明治二七、八年戦役 臨時軍事費の顛末概況』所収。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (2) 前掲、阪谷芳郎の演説「戦時及戦後経済」697ページ。
- (3) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」232～233ページ。
- (4) 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第1巻（明治31年）、第8巻（明治40年）、東京印刷株式会社、による。
- (5) 藤村道生『日清戦争』（岩波新書）岩波書店、昭和48年、184ページ。
- (6) 藤村道生「日清戦争」（岩波講座『日本歴史16』近代3、岩波書店、昭和51年、所収）29ページ。
- (7) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」231ページ。
- (8) 大内兵衛『日本財政論・公債編』改造社、昭和7年、64ページ。